

いじめ防止基本方針

令和7年4月

世田谷区立千歳台小学校

第1 いじめ防止等の基本的な方針

1 基本方針の策定意義

2 いじめの定義

3 いじめの根絶

第2 いじめ防止等の具体的な対策

1 学校において実施する施策

(1)いじめの未然防止

(2)いじめの早期発見

(3)いじめへの早期対応

(4)家庭や地域、関係諸機関との連携

(5)警察と連携した的確な対応

(6)いじめ防止等のための組織

2 いじめ重大事態への対処

(1)重大事態の定義

(2)千歳台小学校と区教育委員会による調査等

(3)調査の方法と対応

(4)調査の報告

(5)調査にあたっての配慮事項

第3 その他

世田谷区立千歳台小学校 いじめ防止基本方針

第1 いじめ防止等の基本的な方針

1 基本方針の策定意義

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであると共に、特定の教職員が一人で抱え込むのではなく、校長をはじめとする教職員・保護者・地域社会など、学校が一丸となって組織的に対応し、解決を図っていくことが大事である。

このいじめ基本方針は、千歳台小学校におけるいじめの問題を克服し、児童の尊厳を保持することを目的とし、「世田谷区いじめ防止基本方針」を踏まえ、千歳台小学校は、家庭、地域、世田谷区、その他の関係諸機関と連携を図り、いじめ防止対策推進法並びに世田谷区子ども条例に基づき、千歳台小学校におけるいじめの未然防止・早期発見・早期対応・重大事態への対処のための対策を総合的・効果的・組織的に推進するための基本方針を定めるものである。

2 いじめの定義

この基本方針において『いじめ』とは、「千歳台小学校に在籍している児童と一定の人的関係にある他の児童が行う、心理的・物理的な影響を与える行為（インターネット等を通して行われるものも含む。）」であり、当該の行為と対象となった児童が、心理的・身体的苦痛を感じているものをいう。

*個々の行為が「いじめにあたるか」の判断においては、「心理的・身体的苦痛」に表面的・形式的に判断することなく、いじめられた児童の立場に立ち判断する。

*いじめの認知は特定の教職員の判断ではなく、より確かな判断を行うため、組織活用をする。

*「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、児童の日常生活の中で生まれる関係を指す。

3 いじめの根絶

いじめは、どの児童にも、どの学級でも起こりうるものであるという視点に立ち、いじめの根絶を目指すことを第一とする。より根本的ないじめの問題克服のために、全ての児童を対象とした「いじめの未然防止」の観点を基本とし、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壤をつくる。このため、千歳台小学校の全教育活動を通して、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すとともに、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを進める。あわせて、いじめの問題への取組を、地域、家庭と一体となって推進することを目指す。嫌がらせや意地悪等の「暴力を伴わぬいじめ」は、多くの児童が入れ替わる中で加害も被害も経験している。しかし、「暴力を伴わぬいじめ」は、何度も繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、「暴力を伴ういじめ」と同様に心理的・身体的苦痛となり、生命や身体に重大な危機をもたらせる可能性を内在している。また、加害・被害という直接的関係でなくとも、学級集団の人間関係・人的構造上の問題や傍観者・第三者的なかかわりや等、様々ないじめの端緒となる場面に目を向けると共に、学校・学級がいじめを許容しない風土をつくり、いじめの根絶をめざす。

第2 いじめ防止等の具体的な対策

1 学校において実施する施策

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学級でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、校長を中心に全教職員が一体となって、関係諸機関と連携しながら継続的に取組む。そして、千歳台小学校の全教育活動を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を徹底し、児童同士の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度などの、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じることのできる学校生活づくりを推進する。さらに、いじめの問題への取組の重要性について保護者・地域への理解を広め、地域社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すために、学校と家庭・地域との連携による取組を推進する。また、PTAや学校運営委員会において、いじめの問題について啓発する機会等を設けると共に、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようとする。

- 未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれるこなく互いを認め合える人間関係・学級風土をつくる。
- 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全教職員が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることをめざす。そして、いじめは教職員の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、教職員が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいなことであっても、いじめの兆候ではいかとの疑いをもち、早い段階からの確に関わりをもち、いじめの事実を隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することにつとめる。また、いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談体制の充実、相談方法の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。また、日常的に家庭・地域等と連携することで、様々な視点から児童を見守ることに努める。

- 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。
- 児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 日常の学級経営や教育相談体制の充実を図り、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。

(3) いじめへの早期対応

いじめがあることが確認された場合、担任を初めとする教職員は直ちに校長に報告し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携により、早期解決を目指すことを第一とする。そのため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方などを

じめ防止等の対策に関して、理解を深めるための研修等に努める。学校は組織的に、対応する事基本とした体制の整備を推進する。

- いじめ問題の対応に関する教職員の研修を定期的に実施する。
- いじめ問題の発生にあたり、特定の教員が一人で対処することのないよう、組織的に対応するためのいじめ防止等に関わる組織を構築する。
- いじめ問題の発生が確認された場合には、速やかに教育委員会等の関係機関との、連絡・報告・相談を行い、適切な解決を目指す。

(4) 家庭や地域、関係諸機等との連携

いじめの問題への対応は、学級や学年等においていじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合など、いじめは複雑化・多様化する中で、いじめの問題に迅速かつ的確に対応していくため、関係機関（子ども家庭支援課、児童相談所、警察、医療機関等）との適切な連携を推進する。また、担任・学校以外の相談方法・窓口についても児童へ適切に周知したりするなど、児童が広く解決を求める事のできる体制づくりにつとめる。学校の設置者と、関係機関による取組と連携することも重要である。

(5) 警察と連携した的確な対応

児童の健全育成の観点を含め、日常から成城警察署生活安全課少年係、スクールサポーター等との情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築し、いじめ事案への適確な対応をすることができるよう、教育的意義や果たすべき役割等を明確にしたうえで必要に応じて、所轄署の関係課への相談、事態の緊急性に応じて110番等の通報を行う。

(6) いじめ防止等の取り組むための組織

千歳台小学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめの防止等の対策のための組織（千歳台小学校いじめ防止等対策委員会）を設置し、千歳台小学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を組織的な対応を行うため中核となる役割を担う。

本委員会の構成員を以下のように定める。

- 学校長
- 副校長
- 生活指導主幹・教務主幹
- 教育相談主任・特別支援教育コーディネータ
- 養護教諭（保健主任）
- スクールカウンセラー

また、重大事態発生にあたっては、上記の他に以下の構成員等についても考慮する。

- 学校運営委員会委員長および委員
- 当該年度PTA会長
- スクールサポーター
- その他、当該事例によって学校長又は教育委員会が必要とする委員等

本委員会は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有し、共有された情報を基に、組織的に対応。特に、いじめであるかどうかの判断を組織的に行うため、本委員会が、情報の収集と記録、共有を行うために、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずに全て本委員会に報告・相談する。また、本委員会において共有された情報は、個別の児童ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報との共通理解を図る。

また、本委員会は、いじめ防止基本方針の策定や見直し、学校・学年・学級においての取組の進捗状況の確認や、事例に基づくケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、千歳台小学校におけるいじめの防止等の取組について精査検討を行う。

- 千歳台小学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証修正
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった組織的対応

2 いじめ重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

次に掲げる事態を重大事態とし、その事態の迅速な対処方法の構築とともに、当該事態と同種の事態の発生防止のために、速やかに千歳台小学校いじめ防止等対策委員会を開催し、当該重大事態に係る事実関係を適切に把握し迅速な解決をおこなう。

- ◇いじめにより千歳台小学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ◇いじめにより千歳台小学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校は、重大事態に該当又はその可能性があると判断した場合、速やかに教育委員会へいじめを受けている事態について報告し、重大事態発生に関する判断を求める。

また、保護者から重大事態であるとの申し出を受けた場合には、当該事態に関するいじめを受けた児童及びその保護者に対し、迅速に当該事態の調査を行い、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

ただし、児童が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記要件にかかわらず学校長の判断により、迅速に調査に着手する。また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校長は、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生と同様の対応として報告・調査等に当たる。

(2) 千歳台小学校と区教育委員会による調査等

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。調査を実りあるものにするために、学校自身が、たとえ不都合なことであったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢を第一とし、学校は、世田谷区教育委員会等の関係諸機関等に対して適切に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ主体的に再発防止に取り組むことを目的とし調査に取り組む。

調査については、重大事態に至る要因となつたいじめ行為に関わる事実関係を可能な限り網羅的に明確にする事を原則とする。また調査にあたっては因果関係の特定を急ぐことも重要な事項であるが、客観的な事実関係を速やかに調査することを第一とする。

*いじめに関わる事実とは以下のような点を示す。

- いつ頃から・誰から行われ・どのような態様であったか・いじめを生んだ背景事情・児童同士の人間関係における問題、教職員の具体的対応の内容について等の事である。

(3) 調査の方法と対応

○いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。

この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施への配慮等を優先する。（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認をもとに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

○いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。その際には、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴取り調査などを行う。

(4) 調査の報告

○いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

校長は、いじめの重大事態にかかる調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(5) 調査にあたっての配慮事項

○客観的な事実関係の調査を迅速に進めることを原則とする。

○報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を原則とし、区教育委員会への報告連絡相談を的確に行うことでの対応のために必要な、支援・助言を受ける。

第3 その他

この方針に定めるいじめの実態把握やいじめ対する対応・処置が適切に行われるために、いじめ防止等の対策に関わる項目を学校評価や関係者評価に取り入れ、その効果と取り組み状況、発生時における対応の成果を適切に評価し、いじめの根絶につなげることを目指す。